

一應全季員協議ノ上田舎スベシトテ引取リタリ
 一方會社側川撤重役ニ職工結束固ク主張ヲ
 在ゲサルヲ以テ尙少シク讓歩シテハ如何ト注意
 セルニ然ラハ要求ノ半額ヲ提供スベシト申出テ
 年後二時再ニ職工季員ヲ招キ其ノ意向ヲ聽取
 シタルニ如何ニ讓歩スルニ最初要求ノ半額即
 一人ニ付百圓ヲ支給セサレバ承認スルヲ得カト答
 曷ニ應ズル色ナキニ依リ更ニ折衷案トシテ實
 収ノ平均一ヶ月間ハ之ヲ勤カスヲ得サレバ旅費ト
 シテ家族携帶者ニ三十圓獨身者二十圓宛ヲ
 支給スベシト附加シタルニ漸ク減得ニ年後三時解
 決ヲ生ゴゲタリ

解雇手当

- 一金 一万五千二百八十五圓四十未
- (一) 罷工人員(解雇) 百六十一名
- (二) 實収一日ノ平均二圓卅八未ノ三十日分
一人平均七十一圓四十未
- (三) 旅費トシテ家族携帶者ハ三十圓獨身者
ハ二十圓宛

三、労働団体ノ教育又ハ宣傳運動

(一) 労働劇開演状況

府下大島町五、館ニ於テ九半決計七主催労働劇